

早期履修に係る既修得単位の認定申請について

法曹養成連携協定第6条第1項第1号に基づき本学法学部または北海学園大学法学部の法曹養成プログラムに登録している学生が、学部在籍時に法学研究科法律実務専攻（以下、「法科大学院」という）の授業科目の単位を修得し、法科大学院に入学後、履修して修得したものとみなす、いわゆる早期履修の既修得単位の認定については、以下の要領で実施する。

【認定要件】

本学法学部または北海学園大学法学部の法曹養成プログラムに登録している学生が、学部在籍時に取得した単位であり、学部在籍時に学部の取得単位数に含まれていない単位であること。

【認定単位数】

1. 認定の上限を10単位とする。
2. 認定科目及び評価は法科大学院教員会議において決定する。
3. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請期間】

4月4日(火)～4月6日(木) 17:00（学事担当窓口へ提出すること）

【申請の手続き等】

既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の第1学期の指定する日までに次の書類を法学研究科・法学部学事担当へ提出するものとする。

- 1) 早期履修に係る既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙）